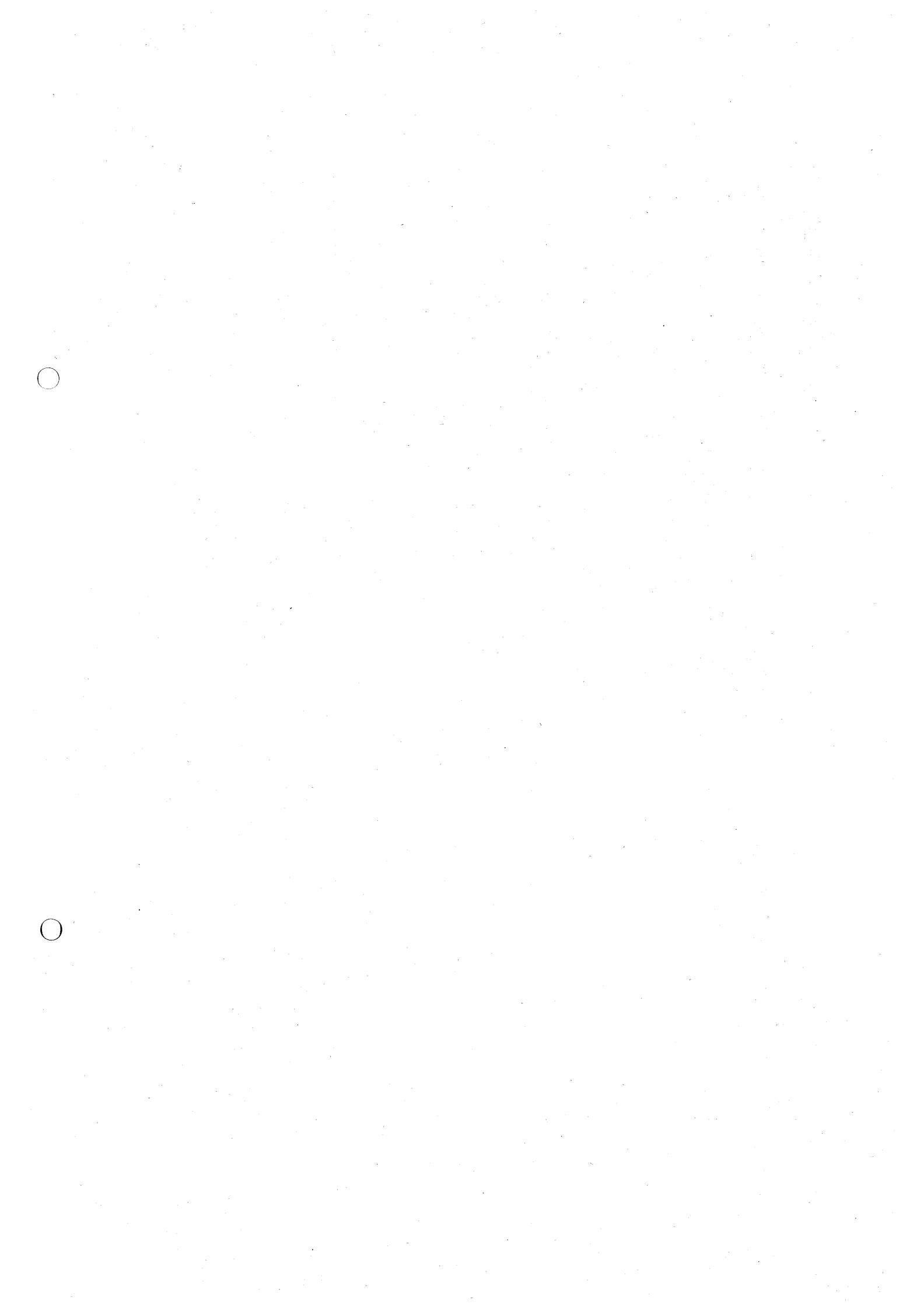


今般の世界情勢、特に米軍によるシリア攻撃や北朝鮮情勢に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年四月十四日

牧山ひろえ

参議院議長伊達忠一殿



今般の世界情勢、特に米軍によるシリア攻撃や北朝鮮情勢に関する質問主意書

二〇一七年四月六日、米軍によるシリア空軍基地へのミサイル攻撃（以下「シリア攻撃」という。）が行われた。四日にシリア北西部イドリブ県で、反政府勢力支配地区に対して化学兵器の使用が疑われる攻撃があつたことを受けての対応とされている。

一 政府は、米国に対し、シリア軍による化学兵器使用の証拠を示すよう求めているか。また、米国に対し、シリア攻撃を行う国際法上の根拠を明らかにするよう求めているか。

二 シリアの内戦でアサド政権側の優勢が伝えられる状況において、アサド政権側が、国際的に大きな批判を浴びることが必定である化学兵器の使用に主体的に踏み切る必要性について、政府はどのように考えるか。

三 シリア攻撃に際して、米国から日本に対し、事前通告はあつたか。

四 シリア攻撃に際して、米国から事前通告を受けた国は、ロシア以外にあるのか。

五 仮に、米国が北朝鮮に対し攻撃を行う場合、米国から日本に対して事前協議ないし事前通告はなされるか。政府の認識を明らかにされたい。

六　日米両国は、四月六日及び九日の日米首脳電話会談や、ティラソン米国務長官のアジア歴訪時など、こ
とあることに、北朝鮮問題における「中国の役割の重要性」について言及している。また、四月六日から
七日に行われた米中首脳会談において、トランプ大統領から、「中国が行動を起こさない場合には独自の
措置を講ずる用意がある」旨言及されている。

ここでいう北朝鮮に関する「中国の役割」や「中国の行動」とは、具体的にどのような取り組みが想定
されているか、政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。